

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水:ハザードマップ)

当市街地にある鏡川水系(鏡川及び戸石川)は、長崎県浸水想定区域にも指定されており、12時間の総雨量950mmにて1.0m未満の浸水が予想されている。特に鏡川は家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)に該当しており、河岸浸食による家屋倒壊が想定されている。また、鏡川水系は平戸市役所(本庁)の傍を流れる河川であり、飲食店等多くの商業施設が集積する場所であることから、多くの被害が想定される。

その他過去において、2019年(令和元年)8月には九州北部を襲った記録的大雨により、川内地区では床上浸水(6件)、床下浸水(11件)などの被害を受けた。道路でも42件の浸水被害があり、長時間にわたり通行止めになるなどの被害も発生した。近年、線状降水帯の発生が頻発化・激甚化しており、今後も同様の被害がいつでも起こりうるので警戒が必要である。

(土砂災害:ハザードマップ)

平戸市のハザードマップによると、市内全域の各所に地すべりや急斜面の災害区分がされている。小売店や飲食・サービス業店が集積する各商業集積地(木引田町地区、田平町日の浦地区、生月町浦南地区、大島村西神浦地区)にも多く指定がある。指定外の区域でも地震の他、大雨(または豪雨)時に被害を及ぼすものと思われる危険区域があるので、十分な警戒が必要である。

前述の2019年8月の記録的大雨により、17カ所の崖崩れが発生した。内、1カ所が佐世保市と平戸市を繋ぐ幹線道路(国道204号線)の崖崩れであり、それにより道路が一時寸断され、サプライチェーン等に混乱が生じた。

(地震:J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、平戸市の多くの地域にて、震度5弱以上の地震が今後30年間で26%以下の確率で、震度6弱以上の地震が今後30年間で3%以下の確率で発生すると予想されている。

(津波:ハザードマップ)

また、地震による津波被害も想定されるため、対策が必要となる。長崎県が作成(H29.3)した津波シミュレーション結果のうち最大クラスの津波を想定した防災ハザードマップによると、中心市街地は0.3m未満から1.0mの基準水位であり、一部沿岸部では5m未満の基準水位となっている。沿岸の事業所等は大きな揺れがあった場合は、津波発生の恐れがあるため直ちに浸水が想定されていない場所へ立退き避難する必要がある。

(その他)

平戸市中心部がある平戸島と生月島は、架橋されているが離島である。そのため、各種災害により平戸大橋若しくは生月大橋に被害を受けると通行不能となり、その先の人や物の流れが寸断されてしまう危険性がある。また、荒天になると離島地区である度島・大島への定期航路に欠航が発生し、人流・物流ともに寸断されてしまう可能性がある。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国かつ急速なまん延により、平戸市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

(令和7年4月1日現在)

- ・商工業者等数 1,608人(商工会・商工会議所調査)
- ・小規模事業者数 1,366人(商工会・商工会議所調査)

	業種	商工業者数	小規模事業者数	備考
商工業者	製造業	157	146	沿岸部に造船所・水産加工所がある
	卸小売業	434	377	平戸市街地に集積、市内に分散
	建設業	257	235	市内に広く分散している
	サービス業	367	298	平戸市街地に集積、市内に分散
	その他	393	310	市内に広く分散している

(3) これまでの取組

1) 平戸市の取組

① 防災計画等の策定

- ・平戸市国土強靱化地域計画(毎年改定)
- ・平戸市地域防災計画(毎年改定)
- ・平戸市業務継続計画(毎年改定)
- ・平戸市災害時受援計画(毎年改定)
- ・平戸市新型インフルエンザ等対策行動計画(令和8年3月)

② 防災訓練等の実施

- ・総合防災訓練(2年に1回)
- ・長崎県原子力防災訓練(毎年)
- ・自主防災組織訓練(各希望団体)
- ・自主防災組織全体研修会(毎年)

③ 防災備品の備蓄

- ・市内公共施設に防災備品を備蓄(市内公共施設7箇所)
- ・自主防災組織結成時に163地区が備蓄

2) 商工会・商工会議所の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定支援の実施
- ・長崎県火災共済協同組合及び民間損保会社と連携した損害保険への加入促進
- ・防災備品(スコップ、懐中電灯等)を備蓄
- ・平戸市が実施する防災訓練への参加及び協力
- ・平戸市との「消防団活動の充実強化に向けた支援に関する協定」の締結
- ・ガソリン等燃料油販売業者との「危機発生時のガソリン供給に関する協定」の締結

II 課題

現状では、平戸市商工会、平戸商工会議所、平戸市が防災・減災に関する取組など連携して実施する具体的な体制や計画等が整備されていない。また、緊急時の取組についても漠然的な記載にとど

まり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。更には、保険・共済に対する助言を行える商工会・商工会議所職員が不足している。また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の 備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

Ⅲ 目標

小規模事業者は、経営計画を検討していくうえで、防災・減災対策の優先順位は必ずしも高くなく、事業者 BCP を作成していく上で必要となる災害リスクの把握も十分ではない。このような中で企業が緊急事態に遭遇すると、事業復旧までに時間を要したり、事業が復旧できずに廃業に追い込まれる恐れがある。

そこで、平戸市商工会・平戸商工会議所・平戸市の3者は、一体となって管内の小規模事業者が取組可能な事業継続力の強化を進める。また災害発生時には、情報共有や復旧・復興に迅速に対応できる体制を整える必要がある。

もって、「3者協力し、管内小規模事業者の事業継続力を強化し、地域経済への影響を最小限に食い止めること」を目標とし、以下の取組を実施する。

- ・ 地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、BCP 策定など事前対策の必要性を周知する
- ・ 発災時における連絡を円滑に行うため、平戸市商工会、平戸商工会議所、平戸市との間における被害情報報告ルートを構築する
- ・ 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また感染症の国内感染者発生期には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関(平戸商工会議所建設工業部会、平戸市建設業協同組合、平戸市田平町建設業組合、平戸市生月町建設業組合等)との連携体制を平時から構築する

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに長崎県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

平戸市商工会、平戸商工会議所、平戸市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・ 平戸市商工会、平戸商工会議所、平戸市の協働実施体制を確認し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する
- ・ 会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要の紹介等を行う
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・ 平戸市商工会は平成24年度に事業継続計画に相当する平戸市商工会危機管理マニュアルを作成し、都度更新を行っている（別紙のとおり）
- ・ 平戸商工会議所は平戸商工会議所事業継続計画を令和8年に策定予定

3) 関係団体等との連携

- ・ 長崎県火災共済協同組合や民間損保会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外にも対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する
- ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催

4) フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認を行う

- ・ 3者間（平戸市商工会、平戸商工会議所、平戸市）での意見交換会を実施し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 自然災害（大型台風）が発生・上陸したと仮定し、平戸市・平戸市商工会・平戸商工会議所との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・ 自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・ 発災後2時間以内に職員の安否報告を行う（SNS等を利用した安否確認や業務従事者の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況）等を平戸市商工会、平戸商工会議所、平戸市で共有する）
- ・ 国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う
- ・ 感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、平戸市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う

2) 応急対策の方針決定

- ・ 平戸市商工会、平戸商工会議所、平戸市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。職員自身の目視で命の危険を感じる風量・降雨状況や特別警報等の発令時には、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・ 経営指導員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・ 大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

（例：被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

本計画により、平戸市商工会、平戸商工会議所、平戸市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

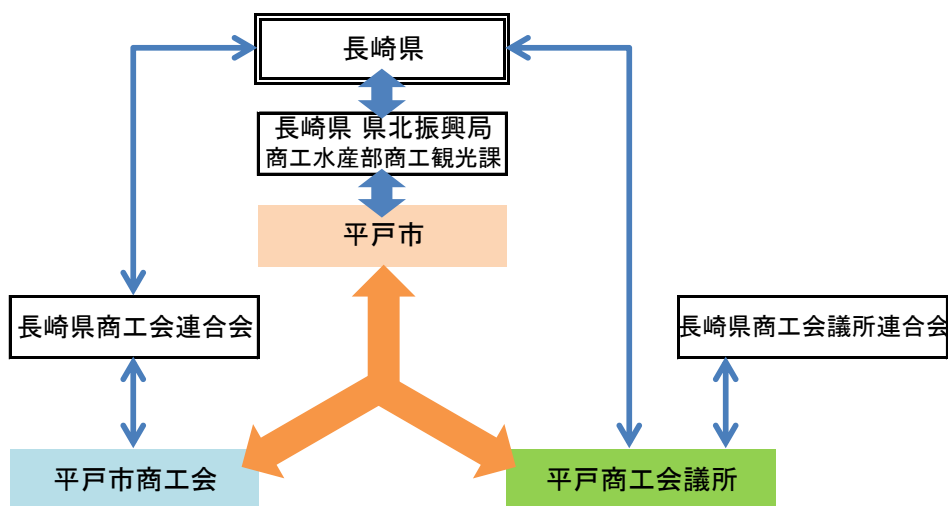
発災後～1週間

1日に2回連絡する

1週間～2週間	1日に1回連絡する
2週間～1ヶ月	1週に1回連絡する
1ヶ月以降	1月に1回連絡する

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・ 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する
- ・ 二次被害を防止するため、平戸市の指示に従って被災地域での活動を行うことについて事前に決める
- ・ 平戸市商工会、平戸商工会議所、平戸市は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく
- ・ 平戸市商工会が共有した情報は、長崎県商工会連合会へ報告する
- ・ 平戸商工会議所が共有した情報は、長崎県商工会議所連合会へ報告する
- ・ 平戸市が共有した情報は「長崎県における中小企業関係被害状況報告について(通知)」(令和元年8月28日付け31産政第79号)に基づく方法等により、平戸市から長崎県(県北振興局商工水産部商工観光課経由)へ報告する。



○ 被害状況報告の内容

項目	内容
企業名・事業所名	被害を受けた企業・事業所の名称
所在地	被害を受けた企業・事業所の所在地
業種	製造・建設・卸小売・サービス、その他
被害状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物の状況(全壊・半壊等) ・ 浸水の状況(床上・床下) ・ 機械設備の状況 ・ 製品等の状況
被害額(千円)	
内 訳	建物、機械装置、製品その他

<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、平戸市と相談する。(当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を行う
(候補地:平戸市役所、平戸商工会議所会館及び平戸市商工会館のいずれか若しくは全て)
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や都道府県、市町等の施策)について、地区内小規模事業者等へ巡回、郵送、FAX 若しくは SNS・HP を活用し周知する

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・長崎県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣を長崎県・長崎県商工会連合会・長崎県商工会議所連合会等に相談する

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに長崎県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

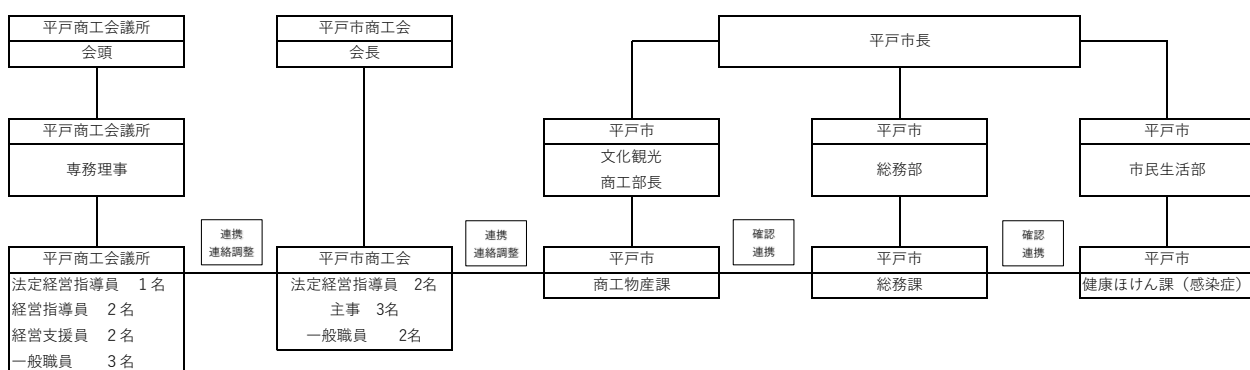
事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和8年2月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)

(1) 実施体制

(R8年2月現在)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

① 当該経営指導員の氏名、連絡先

平戸市商工会 山口 幸治 (連絡先は後述(3)①参照)

平戸商工会議所 鴨川 恵吾 (連絡先は後述(3)②参照)

② 当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

① 平戸市商工会

平戸市商工会 総務課

〒859-4825 長崎県平戸市田平町山内免344番地5

TEL: 0950-57-0223 / FAX: 0950-57-0083

E-mail: hiradoshi@shokokai-nagasaki.or.jp

② 平戸商工会議所

平戸商工会議所 中小企業相談所

〒859-5121 長崎県平戸市岩の上町1481番地1

TEL: 0950-22-3131 / FAX: 0950-22-3130

E-mail: info@hiradocci.or.jp

③ 平戸市

平戸市役所 商工物産課

〒859-5192 長崎県平戸市岩の上町1508番地3

TEL: 0950-22-9141 / FAX: 0950-23-3399

E-mail: sangyo@city.hirado.lg.jp

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに長崎県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	400	400	400	400	400
・専門家派遣・セミナー開催費	300	300	300	300	300
・パンフ、チラシ作製・配布費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、長崎県補助金、平戸市補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

